

て坊を巡りて覓むれども病人無し。怪ひて嘿然す。彼の病みて呻ふ音、夜を累ねて息まず。忍ぶること得ずして、起きて窺ひ見れば、呻 鍾堂に有り。実に彼の像なりと知る。信行見て一は怪び一は悲ふ。時に左京元興寺の沙門豊慶、常に其の堂に住む。彼の沙門を驚かし、室の戸を叩きて白さく「咄、大法師、起きて聞くべし」とまうし、具に呻ふ状を述ぶ。茲に豊慶と信行と、大に怪び大に悲び、知識を率引て、捻り造り奉り畢り、会を設けて供養す。今弥氣堂に安置きて、弥勒の脇士に居ける菩薩是れなり。左は法音輪菩薩、右は法音輪菩薩なり。誠を知る、願はば得ずといふこと無し、願ひて果さずといふこと無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。斯れまた奇しき表の事なり。

法花経を写し奉る経師邪姪の為に現に悪しき死の報を

得る縁 第十八

丹治比経師は、河内国丹治比郡の人なり。姓は丹治比なり。故を以ちて字とす。其の郡の部に、一の道場有り。号けて野中堂と曰ふ。願を發せる人有り。宝龜二年辛亥の夏六月に、其の経師を請へて、其の堂に法花経を写し

奉る。女衆参り集りて、淨き水を以ちて経の御墨の水に加ふ。時に未申の間に雲段れて雨降る。雨を避けて堂に入る。堂の裏狭少し。故に経師と女衆と同じ処に居る。爰に経師姪、心熾に發り、嬢の背に踞りて裳を挙げて婚ふ。閉の闔に入るに随ひ、手を携へて俱に死ぬ。ただし女口の遍を噛み出して死ぬ。斯に知る、護法の刑罰することを。愛欲の火身と心とを焦すといへども、姪心に由りて穢しき行をせざれ。愚人の貪る所は、蛾の火に投ぐが如し。所以に律に云はく「弱なる背のひとは自づから面門に姪く」とのたまふ。また涅槃經に云はく「五欲の法を知らば、猷 棄有ること無し。暫停ること得ず。犬の枯れたる骨を齧るが如くして飽歎く期無し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

産生みたる肉団女子と作りて善を修ひ人を化ふる縁

第十九

肥後 国八代郡豊服郷の人豊服広公の妻懷任む。宝龜二年辛亥の冬十一月の十五日の寅時に、一の肉団を産生む。其の姿卵の如し。夫妻祥にあ

一 未詳。本説話以外に所伝をみない。  
二 大法師位は、天平宝字四年(去)に制定された四位十三階の僧位の第一位。信行の、豊慶に對する敬意をあらわす表現。  
三 上卷三十五縁。  
四 吽陀野攝軌・中に「又作 隨心變業雜・中央 弥勒菩薩、左方法音輪菩薩、右大妙相菩薩、四方四大天王、法華云記・七ノ七に弥勒菩薩の兜率天内院での説法を述べて、「時有二菩薩、即是侍者、一名「法音(苑)」とする古写本も存する。林二名「大妙相」とみえる。「大妙声」二大妙相、「法音輪」二法音林、「法苑林」どの表記が本来のものか不明。本説話に「大妙声」法音輪とするのは、本説話が音書にかかわつての説話展開をみせていることに關係する。本書では、声をあげる仏像は弥勒像が多い。→中卷二十三縁、二十六縁、下卷二十八縁。

第十八縁 悪業についての現報説話。今昔物語集・十四ノ二十六に書承。  
五 経を写す者。

六 未詳。本説話以外に所伝をみない。  
七 大阪府松原市、南河内郡美原町、大阪狭山市、八尾市東住吉区、平野区、藤井寺市、羽曳野市、堺市あり。  
八 野中郷に所在。羽曳野市の野中寺(?)との關係は不明。九七七年。  
九 「未」は午後一時から三時のころ。「甲」は午後三時から五時のころ。「未申之間」は午後三時ごろか。→中卷十一縁。

一 中卷四十一縁。  
二 「便擲陽神之手」、遂為夫婦(二書紀・神代上)。「妹が手を取る」は歌垣の歌の慣用語(土橋寛)。→上卷二十八縁。

一 中卷三十五縁。二 中卷十三縁。

二 梵網經古迹記・下本(攷証)。  
三 梵網經古迹記・下本に「律云、弱背自經二面門(松浦貞俊)。「弱背」は、柔軟な背なかの男「面門」は、口。自分の口を用いて自慰する。  
四 大般涅槃經・光明遍照高貴德王菩薩品。ただし、「無飽期」を欠く(攷証)。

第十九縁 三宝絵、法四に引用。三宝絵より本朝法華驗記・下九十八に書承。  
一 肉のかたまり。底本訓釈肉団(シ)、ム良、下音断)。  
二 熊本県下益城郡松橋町豊福。  
三 未詳。本説話以外に所伝をみない。「豊服」は和名抄では「豊福」と表記されている。「ま」は「福」と同意であること。積名・釈言語「福(富也)」に注意するならば、豊富、豊福、猴聖、というイメージの結びつきは、秀吉の「豊臣氏創始を連想させる。「とよとみ」は「豊富」という表記をまず連想させるものであろうから。

三 七七一年。「寅時」は午前三時から五時のころ。詳細な日時が記述されるのは、この女子の誕生が文書にされ、そこに詳細な日時が記載されていたのであろう。下文の「貝聞人、合」国無「不奇」も文書の流布にかかわる記述であらう。

一 原文「不俄」。八か月という期間を長く判断しての叙述(徐々に)の意か)なのか、短くと判断しての叙述(短時間を経ず)の意か)なのか、不明。不思議な誕生をしたかくや姫の成長は三月ばかり(竹取物語)、「七日(古今集為家抄)とされる。  
二 頭部と頸部のあたりに肉が盛りあがっている。

らざるなりと謂為ひて、筥に入れて蔵し、山の石の中に置く。七日を運て往きて見れば、肉団の殼開けて女子を生む。父母取りて更に乳を哺ませて養ふ。見聞人、国合りて奇びずといふこと無し。八箇月を経て俄ならずして長大。頭と頸と成り合ひ、人に異なりて願無し。身の長三尺五寸、生れながら知りて口利く、自然づから聡明し。七歳以前に、法華と八十花嚴とを転読み、熟然にして返らず。終に出家せむことを業ひ、頭髮を剃除り袈裟を著て、善を修ひて人を化ふ。人の信はずといふこと無し。其の音多く出でて、聞く人為に哀ぶ。其の体人に異なり、鬮無く嫁ぐこと無し。ただし尿を出す寶のみ有り。愚なる俗皆りて、号けて猴聖と曰ふ。時に託磨郡の国分寺の僧とまた豊前国宇佐郡の矢羽田の大神寺の僧と二人、彼の尼を嫌みて言はく「汝は是れ外道なり」といひて、嘲し皆りて鬮る。神人空より降り、棒をもちて僧を業かむとす。僧恐り叫びて終に死ぬ。大安寺の僧戒明大徳、彼の竺紫國府の大神師に任せられたる時に、宝龜七八箇年の比頃、肥前国佐賀郡の大領正七位上佐賀君の兒公、安居会を設け、戒明法師を請へ、八十花嚴を講かしたる時に、彼の尼闕けず衆の中に坐して聴く。講師見て呵噴みて言はく「何の尼か濫しく交る」といふ。尼答へて言はく「仏は平等の大悲の故に、

一切の衆生の為に正しき教を流布く。何故ぞ別に我れを制むる」といふ。因りて偈を挙げて問へば、講師偈を通ること得ず。諸の名高き智しき者、怪びて一向に問ひ試れば、尼終に屈かれず。すなはち聖の化なりと知りて、更に名を立て、舍利菩薩と号し、道俗婦り敬ひて化主とす。昔仏世に在りし時に、舎衛城の須達長者の女蘇曼の生める卵十枚、開けて十の男と成り、出家してみな羅漢果を得たり。迦毘羅衛城の長者の妻、懷任みて一の肉団を生み、七日の頭に到りて、肉団開敷けて、百の童子有り。一時に出家し、百人俱に阿羅漢果を得たり。我が聖朝に弾き圧さるる土に、是の善き類有り。斯れまた奇異しき事なり。

法花経を写し奉る女人の過失を誹りて現に口啗斜む  
縁 第二十

粟国名方郡埴村に、一の女人在り。忌部首なり。字は多夜須子と曰ふ。白壁天皇の代に、是の女法花経を麻殖郡の苑山寺に写し奉る。時に麻殖郡の人忌部連板屋、彼の女人の過失を挙擧して誹謗るが故に、すなはち口啗斜み、面後

「なりあひ」という語を古本説話集・下五十三は「なりみちにけり」と説明している。  
 三 上巻四條。  
 四 妙法蓮華經・提婆達多品には八歳の龍女の成仏が説かれている。  
 五 唐の実叉難陀の訳の大方便広華嚴經。八十卷。則天武后による序の存在や、法華寺の華嚴会(三空経、備十二など)、女にかかわる。六 上巻十八條。七 明記されてはいないが、自度か。八 上巻四十一條。九 外尿道口。  
 一〇 女子の容貌を猴に見立てていうか。  
 一一 熊本市出水、神水本町。  
 一二 大分県宇佐市南平佐。  
 一三 宇佐八幡宮の神宮寺。「矢羽田」は「八幡」。  
 一四 仏教徒以外の者。仏教徒の立場でいう語。罵言。五 しかう。  
 一五 讃岐国の人、俗姓は凡直氏、出家して大安寺に住み慶後を師とする。華嚴経を学び奥旨を究める(日本高僧伝要文抄・三所引延暦僧録)。  
 一六 日本古代人名辞典は同一人とするが、唯識論卷二同学鈔・五にみえる「業師寺戒明和上」(七七九)年に渡唐し七八一年に帰国かは別人であろう。一七 本説話の当時には筑紫国筑前府市(筑前国)、久留米市合川町(筑後国)に所在。「彼竺紫國府」が何をさすのか不明。大宰府を意味する。  
 一八 「國師」は国分寺の主僧。七〇二年より國てに置かれた(續紀)。七七〇年より増員をみたため、七八三年には、大國と上國には、大國師一人、少國師一人を置くようになった(統紀)。本説話のころの大國師、とくに「國師」の大國師とは何か、不明である。  
 一九 宝龜七年は七七六年。日本高僧伝要文抄所引延暦僧録によれば、戒明は、七七八年には在

唐、七七九年にはすでに帰国。七七七年に渡唐し七七九年に帰国か。本説話の「宝龜七八箇年比頃」は、上文の「七歳以前」にも合致し、戒明の伝記とも矛盾しない。  
 二〇 佐賀県佐賀市、佐賀郡あたり。  
 二一 未詳。本説話以外に所伝をみない。  
 二二 上巻十一條「夏安居」。七四九年より七九四年まで毎年、国分寺では大國師と小國師とによつて安居に妙法蓮華經と金光明經とが講ぜられた(東大寺要録・八所引安居緣起、貞観交替式)。華嚴經と安居との関係は不明。  
 二三 中巻一縁に、「沙弥」は「衆僧」に含まれない、と解せられる記述があった。本説話では、女子の容貌や体形に關しての言か、自度であることに關しての言か、不明。  
 二四 「一切諸仏、皆悉具足、平等大悲、恒不捨離、一切衆生」(大方広仏華嚴經・仏不思議法品)。二五 どのようなな揚をあげたのか、不明。  
 二六 上文にみえた「猴聖」のサルと、この「舍利菩薩」のシャリとは、音が近い。  
 二七 賢愚経・十三・五十八。二八 撰集百緣経・七・六十八。二九 九州をさす。

第二十條 今昔物語集・十四ノ二十七に書承。  
 一 法華経は女の教済にかかわる經典とされた。  
 二 上巻十九條。  
 三 徳島県名西郡石井町あたり。「粟国」は阿波国。三 未詳。本説話以外に所伝をみない。  
 四 徳島県麻植郡あたり。五 未詳。  
 六 忌部首がある(和名抄)。七 板屋が女のような過失を誹謗したのが叙述されていない。叙述がいささか抽象的である。書写における文字の誤脱を「過失」としたか。